

男性も女性も、意欲に応じて、職場や学校、家庭、地域、あらゆる場面で活躍できる社会を「男女共同参画社会」といいます。男女共同参画社会の実現に向け、私たち一人ひとりに何ができるか、どのような意識を持つべきかについて、考えてみましょう。

なぜ今「男女共同参画」が必要？

我が国では、育児や出産などを理由に女性が職場を辞めざるを得なくなることがある一方、男性の長時間勤務や転勤が当然とされるような風潮が根強く残っています。また、右のグラフは、介護・看護を理由に離職した人(男女別)の推移を示していますが、平成26年度の離職者数は約15万人に上り、そのうちの8割が女性という現実があります。

■介護・看護を理由とした離職者数(男女別)



出典：内閣府「男女共同参画白書 平成27年度版」

「男性中心型」の働き方を変えよう

平成27年12月に閣議決定された「第4次男女共同参画基本計画」では、「男性中心型労働慣行」を変えることが強く求められています。

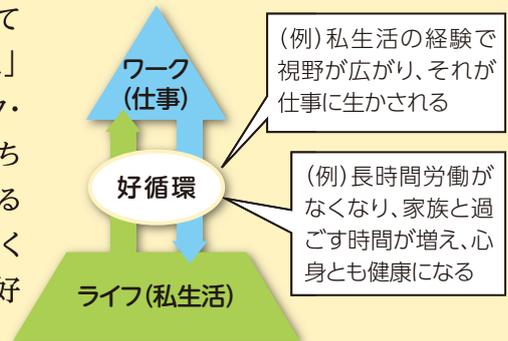
また、平成27年8月に成立した女性活躍推進法では、従業員300人を超える事業主(企業など)および国や自治体に対し、職場での女性の活躍に向けた行動計画を策定することが義務付けられました。

今後さらに少子高齢化が進み、労働力人口が減っていく中、旧来の「男性中心型」のままでは、社会・経済を維持していくことが困難となっていきます。男女が共に、働く場や家庭、地域を担い、社会を支えることが日本の未来の発展にも不可欠なのです。

男女、誰もが自分らしく輝ける社会を目指して

自分が望む「働き方」「暮らし方」～ワーク・ライフ・バランス～

男女が共に社会を支える仕組みを作っていくためには、「ワーク・ライフ・バランス」の実践が有効といわれています。ワーク・ライフ・バランスとは、仕事と私生活のどちらか一方を選ぶとどちらかを犠牲にせざるを得ないというものではなく、両者をうまく調和させ、相乗効果を及ぼし合いながら好循環を生み出すことです。



「はもりあ」をご利用ください

企業の経営者や人事担当者、従業員の皆さんがワーク・ライフ・バランスの認識を深めていただけるよう、企業への講師派遣を行う出前講座を実施しています。

また、ワーク・ライフ・バランスを進めていくため、男女共同参画センター(はもりあ)では、働く女性、働きたい女性が抱えるさまざまな悩みを相談できる窓口を開設します。詳しくは、男女共同参画課へお問い合わせください。



はもりあの出前講座